

第1章 はじめに

令和6年1月1日16時10分頃に石川県能登地方において、最大震度7を観測する地震（Mj7.6）が発生した。この地震とそれに伴って発生した津波により、石川県を中心に数多くの建築物等に倒壊などの被害をもたらされた。気象庁は1月1日に、この地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動の名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

この地震の発生を受け、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）と国立研究開発法人建築研究所（以下「建研」という。）は、建築物を中心とした被害状況を把握し必要な対策等に活かすため、「国土技術政策総合研究所建築物災害応援対策連絡会」と「建築研究所応援対策本部会議（令和6年能登半島地震）」を合同で開催し、情報収集、現地調査、調査結果のWeb公開ⁱ等のさまざまな活動を開始した。現地調査は、国土交通省住宅局と石川県からの要請に基づき、地震動による木造建築物、鉄筋コンクリート造等建築物、基礎・地盤、鉄骨造建築物及び非構造部材の被害状況のほか、津波や火災による建築物等の被害状況についてそれぞれ調査班を派遣した。また、国総研および建研の研究者は、国土交通省住宅局の「能登半島地震を受けた住まい・集落等の復旧に資する被害状況調査・居住機能の継続性確保等に係る検討業務」（調査受託者：一般財団法人日本建築防災協会）に参画し、木造住宅等の被害状況の整理や、傾斜等の被害が生じた建築物の詳細実地調査・被害原因分析等において、主要な役割を担っており、本報告書には、その一環として実施した調査等の内容が含まれている。さらに、国土交通省住宅局では被災自治体が行う住まいの復興計画の策定を支援するための直轄調査を実施しており、国総研と建研で技術的支援を行っている。

本報告書は、地震発生から約10ヶ月の間に実施した調査および研究の概要を、記録として残すために途中段階でまとめたものであり、「はじめに」、「調査研究の概要」、「被害一般」、「地震、地震動及び津波」、「地震動等による建築物等の被害」、「火災による被害」、「住宅再建・地域復興への動向」、「おわりに」の計8章から構成されている。その主な内容は、国総研および建研が実施してきた調査に加え、一般社団法人日本建築学会等の他機関が実施した建築物被害調査も含めて幅広く収集・整理した建築物の被害状況と、その情報等をもとに分析した被害原因等である。なお、建築物の構造被害について、専門的、実務的知見を活かした原因分析をすすめるに当たり、国総研と建研は「令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」を設置し、建築構造の専門家、建築設計や建築審査の実務者のご意見も反映するように努めている。また、火災による被害についても、総務省消防庁及び国土交通省住宅局が設置した「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」に国総研と建研からオブザーバーを派遣した。本報告書も一部の内容がそれらを踏まえたものとなっている。

本報告は出版時点での情報や知見に基づくものであり、必ずしも被害の全容を網羅するものではないことに留意されたい。また、本報告における被害状況に関する記述は調査時点での両研究所の学術的な調査によるものであり、各自治体が発行する罹災証明における全壊や半壊の判断等には関係しない。なお、今後も必要な調査や検討は継続していく予定である。

ⁱ 国総研 (<https://www.nilim.go.jp>) と建研 (<https://www.kenken.go.jp>) のホームページには、各種災害調査報告を掲載したページをそれぞれ設けており、そこに本報告書をまとめた元となる個別の調査や研究の速報などを掲載している。